

～貯金事業、貸付事業、物資事業、福祉年金事業（遺族附加年金・積立年金）～

◆貯金事業

- ・退職により解約となります。
- ・ただし、退職後も引き続き組合員の資格を有する場合（定年前短時間勤務、暫定再任用（フルタイム・短時間）、短時間勤務になる場合）は、共済貯金を継続できますので、解約の手続きは不要です。

提出するもの 「共済貯金解約請求書」

※非課税適用の方は、「非課税貯蓄廃止申告書」も提出してください。

最終提出期限 令和6年3月8日（金）**共済組合必着**

送 金 日 令和6年3月28日（木）

※2月9日（金）（共済組合必着）まで「共済貯金解約請求書」を提出していただいた場合の送金日は、2月28日（水）になります。

送 金 先 業務用口座

◆貸付・物資事業

- ・退職時に未償還金がある場合は、退職手当から控除し全額償還となりますので、控除に関する手続きが必要です。
- ・償還額は、令和6年3月末の未償還元金と利息（令和6年4月1日から退職手当が支給される日までの日割り計算）になります。
- ・退職後も引き続き組合員の資格を有する場合（定年前短時間勤務、暫定再任用（フルタイム・短時間）、短時間勤務になる場合）も、退職手当から控除し全額償還となります。
- ・山形県市町村職員退職手当組合に加入している所属所と、加入していない所属所で提出していただく書類が違います。

[退職手当組合に加入している所属所の方]

提出するもの 「山形県市町村職員退職手当組合が支給する退職手当から貸付未償還元利金及び物資未償還元利金の控除に関する申出書」

[退職手当組合に加入していない所属所の方]

提出するもの 「貸付金・立替金繰上償還申出書（退職手当組合未加入所属所用）」

提 出 期 限 令和6年3月8日（金）**共済組合必着**

◆遺族附加年金事業

- ・退職時の年齢により手続きが違います。

①50歳以上の退職者

本 体 制 度…退職に伴い自動脱退となります（脱退手続は不要です）。

ただし、定年退職後も暫定再任用（フルタイムのみ）となる場合は、引き続き本体制度を継続できます（令和6年度の継続希望については、確認を終了しています）。

オプション制度…遺族附加年金プラスコース、三大疾病給付コース、給付継続コースに加入している方は、

退職後も継続加入することができます。

提出するもの

「口座振替依頼書」

口座振替は年2回、半年分の保険料が引き落としになります。

提出期限

令和6年2月9日（金）**共済組合必着**

初回振替日

令和6年3月22日（金）令和6年4月～9月分の保険料

※次のような理由で振替日に口座振替できなかった場合は、後日送付する振込案内により、ご自身で当組合あてに保険料を振込みしていただくこととなります（振込手数料は、振込人負担となります。）。

- ・「口座振替依頼書」が提出期限まで提出されなかった場合
- ・提出された「口座振替依頼書」に不備があり、初回振替日までに手続きが間に合わなかった場合
- ・残高不足で引き落としができなかった場合 など

②50歳未満の退職者

本体制度及びオプション制度は、退職に伴い自動脱退となります（脱退手続は不要です）。

◆積立年金事業

- ・退職により積立は終了となり、請求手続きをしていただきます。

提出するもの

「拋出型企業年金保険給付金請求書」

※令和6年2月中旬に配付します。

添付書類

「個人番号（マイナンバー）申告書」及び個人番号確認書類

※次の場合、必要となります。

- ①年額20万円を超える年金を受け取る場合
- ②一時金の受け取りが100万円を超える場合

提出期限

令和6年3月5日（火）**共済組合必着**

受け取り方法

「年金受け取り」又は「一時金受け取り」

[年金受け取りを選択した場合]

支給月

2月、5月、8月、11月の年4回

支給日

支給月の15日（その日が金融機関の休業日の場合は前営業日）

初回支給日

令和6年8月15日（木）

※年金受取りを選択した場合、受け取り開始を最長10年間繰延することができます。希望する場合は、「請求書」の年金繰延欄に年金開始年月をご記入ください。繰延した場合、「請求書」に記入した年金開始月の15日が初回支給日となります。

[一時金受け取りを選択した場合]

支給日

令和6年5月下旬（予定）

※「一時金受け取り」は、次の事由に該当する場合があります。

- ①本人が希望する場合

- ②「一般型」加入者で退職時の年齢が50歳未満の場合
- ③「一般型」加入者で初年度年金月額が1万円未満の場合（年金受取りを選択するための最低積立額の目安：60万円）
- ④「個年型」加入者で支払期間が10年未満の場合又は退職時の年齢が60歳未満の場合（ただし、50歳以上の退職者が60歳まで年金受取りの開始を繰延した場合は、年金受取りが可能）